

船舶事故調査報告書

令和7年12月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和7年6月7日 07時30分頃
発生場所	阪南港岸和田航路第4号灯浮標 阪南港新西防波堤北灯台から真方位357° 1,240m付近 (概位 北緯34°30.2' 東経135°22.0')
事故の概要	遊漁船BILLIKENは、南西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和7年6月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 BILLIKEN、5トン未満（長さ11.91m）
船舶番号、船舶所有者等	232-17636 大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部に破口を伴う亀裂 灯浮標 標体銅板に凹損等、 ^{やぐら} 檣主柱等に曲損等、頭標取付金具等に曲損、標示板に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、遊漁の目的で友ヶ島水道由良瀬戸の釣り場に向けて大阪府大津川の船だまりを出航した。 船長は、操舵室左舷側の操縦席に座って手動操舵で操船に当たり、大津川河口付近で大阪府泉佐野市関西国際空港連絡橋の下方に向けて左舵を取り、本船を約15ノットの対地速力で南西進させた。 船長は、阪南港岸和田航路第4号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を右舷船首方に見ながら操船していたところ、釣り客から電動リール用の電源コードを忘れたと言われたので、本船に備えている予備の電源コードを貸し出そうと思い、同コードを探すよう乗組員に指示した。 乗組員は、操舵室右舷側下方に置かれていた物入れの中を探したが、電源コードが見付からなかった。 船長は、乗組員から電源コードがないと言われ、操縦席から体を前方に傾け、物入れの前に屈んでいる乗組員の頭部越しに物入れを覗いていた。（写真1参照）



写真1 船長が物入れを覗いているときの操船姿勢（再現）

船長は、そろそろ本件灯浮標に接近する頃であると思って顔を上げたところ、正船首方に本件灯浮標を認め、衝突を避けようと右舵を取るとともにスロットルレバーを操作して減速したが、本船の船首部が本件灯浮標に衝突した。

（図1、図2 参照）

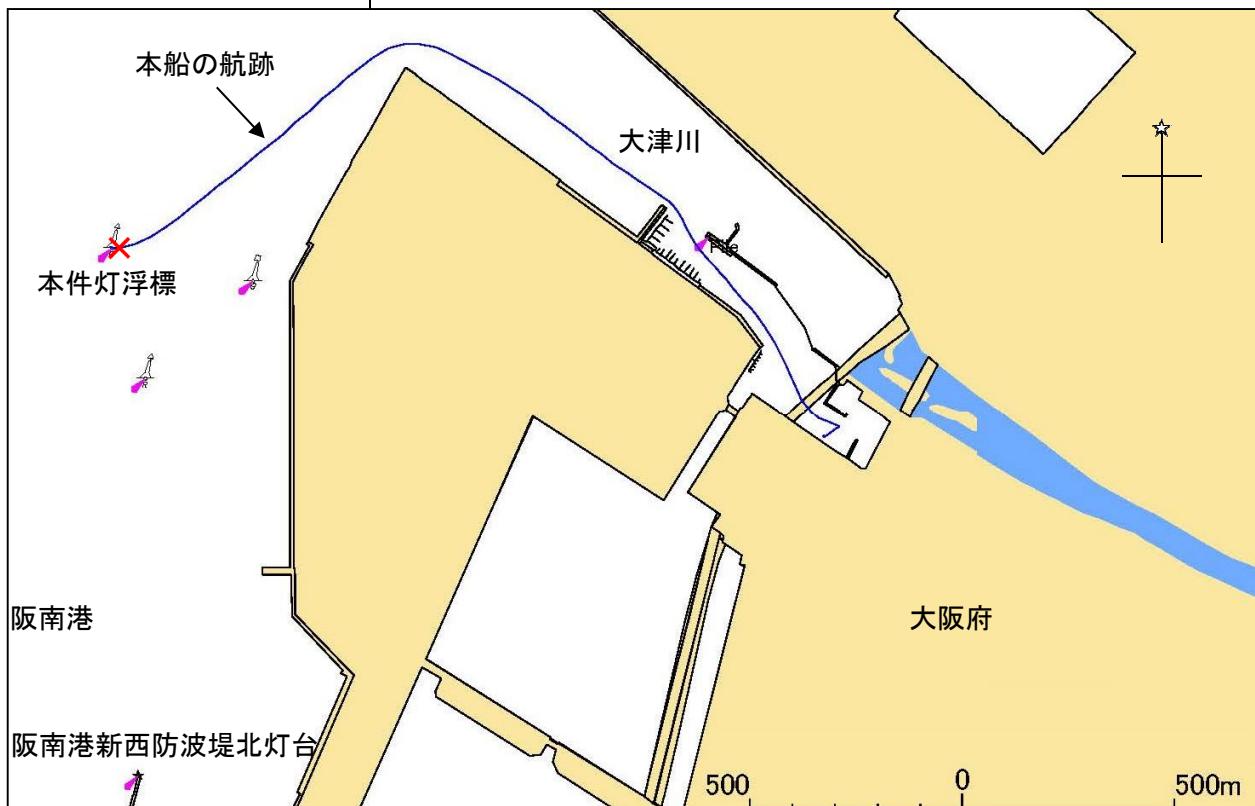


図1 航行経路図

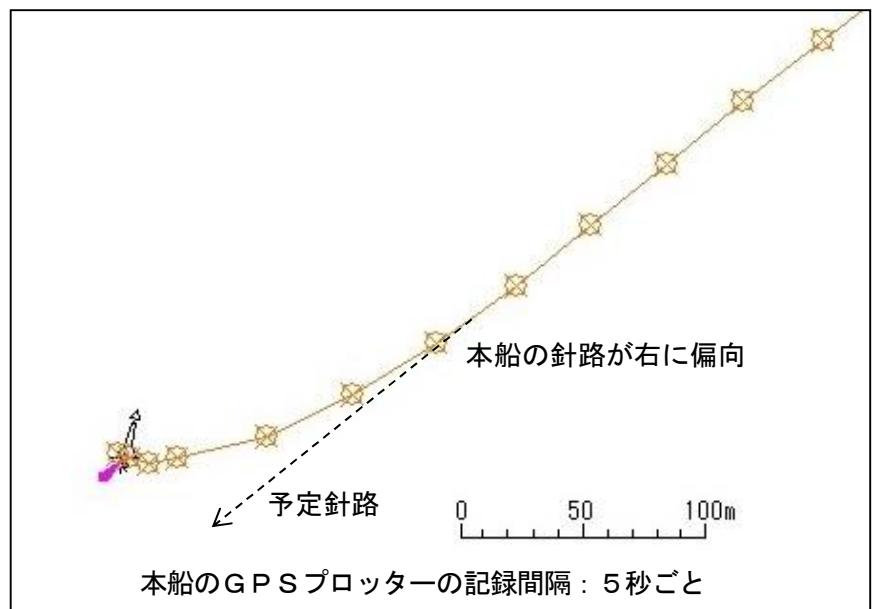


図2 航行経路図（抜粋）

船長は、負傷者がいないこと及び本船の損傷状況を確認し、自力航行が可能と判断して自身が所有する別の遊漁船を係留しているマリーナに本船を移動させた。

船長、乗組員及び釣り客は、別の遊漁船に移乗して遊漁に再度出発した。

釣り客の1人は、遊漁を終えてマリーナに戻った後、本事故の発生を海上保安庁に通報した。

船長は、令和3年1月27日に大阪府知事から遊漁船業者の登録を受け、自身ほか2人を遊漁船業務主任者として遊漁船業を営んでいた。

分析

本船は、南西進中、船長が、操舵室右舷側下方に置かれていた物入れを覗いていて継続的に船首方の見張りを行っていないから、本船の針路が右に偏向して本件灯浮標に向かっていることに気付くのが遅れ、右舵を取って減速したが、船首部が本件灯浮標に衝突したものと考えられる。

船長は、電動リール用の電源コードを忘れた釣り客に本船に備えている予備の電源コードを貸し出そうと思い、乗組員に同コードを探すよう指示したが、乗組員から物入れの中に同コードがないと言われたことから、操縦席から操舵室右舷側下方に置かれていた物入れを覗いていたものと考えられる。

船長は、次のことから、物入れを覗いている間に無意識のうちに右舵を取った可能性があると考えられる。

- (1) 船長は、大津川河口で左舵を取って本船を南西進させた後、本件灯浮標を右舷船首方に見ながら手動操舵で操船していたこと。
- (2) 船長は、その後、物入れを覗きながら操船し、本件灯浮標に接

	<p>近する頃であると思って顔を上げた際、正船首方に本件灯浮標を認めたこと。</p> <p>(3) 本船のG P S 記録によれば、本件灯浮標の約150m手前から針路が右に偏向していること。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、南西進中、船長が、継続的に船首方の見張りを行っていなかったため、本件灯浮標に向かっていることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、操船中は操船に意識を集中し、常時適切な見張りを行うこと。 ・船長は、船舶事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。